

徳島県告示第四百三十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人みらい	徳島市名東町一丁目九三番地一	にこにこ園	徳島市名東町一丁目九三番地一	保育所等訪問 支援	令和三年五月 一日
有限会社四国メディカル サポート	同 南田宮二丁目八番一 号	SMSいちスクール	板野郡上板町西分字山下七 四	同	同 六月 一日
コンサーン株式会社	阿南市領家町土倉三〇番地 四 アーバンナカガワー 三号室	キッズサポートEve ry「S」	阿南市才見町三本松四九番 地一 三F	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同
社会福祉法人池田博愛会	三好市池田町州津滝端一二 七一番地七	どんぐり	阿波市阿波町東長峰一五一 一	居宅訪問型児 童発達支援	同